

支援してくれようとする人です。地域生活を支えてくれるのは、一人の専門家より10人の身近な理解者。この理解者を一人でも多く増やしていくために、キャラバン隊の活動を育成会の活性化事業として取り組んでもらいとのことでした。言葉の説明だけでなく、当事者の気持ちに触れることができるこの擬似体験を通じて、知的障がいについての理解を深めてもらいたい・・・今後のキャラバン隊の活動に期待が膨らむ、活気に満ちた研修会でした。

**第6回全国手をつなぐ育成会連合会
権利擁護セミナーが開催されました**

東成育成園支部 中島 由紀子

1月26日に広島市総合福祉センターで開催されました全国手をつなぐ育成会連合会主催の第6回権利擁護セミナー「障害者の権利擁護を地域の活動につなげよう」に参加しました。

午前は「差別解消法と各地の理解・啓発への取組み」と題したパネルディスカッションが行われました。

最初のパネラーとして広島市障害福祉課長の秋山美帆氏が広島市の取組みについて話されました。広島市では平成28年9月に行政・障害者団体等26団体で構成された地域協議会が設置され、相談体制を整備して障がいを理由とする差別の解消に理解と関心が深まる取り組みが進められています。

次に福岡市手をつなぐ育成会理事長の向井公太氏より、福岡市で平成30年度中の施行を目指している「障害を理由とする差別を解消するための条例」についての経過と現状の報告がありました。

続いて尼崎市手をつなぐ育成会会長の井上三枝子氏から「知的障がい・自閉症疑似体験」を行っている啓発グループ「まんまるハート」の活動が紹介されました。

助言者は全国手をつなぐ育成会連合会政策センター委員の又村あおい氏と弁護士で権利擁護センター運営委員の関哉直人氏、コーディネーターは統括の田中正博氏が務められ、「身体・知的・精神障がいのある人の特性をお互いが理解していない現状があるので、障がい者団体が率先して理解を深めること」「地域協議会設置の重要性」「啓発の為に警察署協議会へ参画することの利点」等の助言をされました。すると一人目のパネラーの秋山氏が急遽「広島市は来年度の障害者計画に差別解消条例の制定に向けた検討計画を盛り込んだ。皆さんにとって良い条例を作っていきたい」と発言され、田中統括が「地元(開催地)を盛り上げる権利擁護セミナーですね」とおっしゃると会

場から拍手が起こりました。

午後は権利擁護センターの平成29年度事業として、55正会員と支部にあたる市町村育成会に向けて行われた「権利擁護活動に関する調査アンケート」の結果報告があり、続いて又村あおい氏より「差別解消法運用の現状と課題～法を利用して啓発活動を」の講演がありました。

障害者差別解消法の詳しい説明の後、外形的に障がいの状況が分かりにくい知的・発達障がいの特性を地域住民にもわかりやすく、親しみやすく理解してもらえるように「疑似体験」等を取り入れて啓発する団体(キャラバン隊)が増加中で、啓発活動の実施は障害者差別解消法・障害者総合支援法に規定されていることを説明されました。キャラバン隊の活動は育成会等の自主活動ですが、行政と連携することで、育成会としては知的・発達障がいの特性を地域の人へ伝える機会を広げられ、行政側は法で規定された啓発活動の実績になります。法を活用して双方にメリットがある提案をしていきたいと思います」と結ばれました。

続いて関哉直人氏の「虐待防止法の見直しと学校関係への理解・啓発」に関する講演を聞きました。学校が虐待通報義務の対象外なのは「障がい児だけ通報するのは障がいのない児童と異なる扱いになる」「そもそも学校教育法で体罰が禁止されている」等が理由だそうです。しかしアンケート結果によると、虐待や不適切な対応をされたのは「学校で」が最も多いことから、学校教育法では守られない障がい児の虐待の特性を充分に考慮し、虐待防止法の適用を真剣に考えていく必要があると訴えられました。

最後に「キャラバン隊による障がいの理解啓発」として「ひろしまあひ隊」と「福岡市手をつなぐ応援隊」の実演が行われました。両団体とも「誰もわかってくれないと愚痴っているよりも出来ることをしていこう」「誰もが尊い存在であることを伝えたい」との思いで精力的に活動されています。



権利擁護に関する法整備が進む中、その趣旨を私達の活動につなげて啓発活動に力を注ぐ必要があると